

固定資産の登録誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容														
地方独立行政法人大阪府立 環境農林水産総合研究所	<p>次の固定資産において、資産登録の内容に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="617 474 1777 774"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">金額 (円)</th> <th colspan="2">資産区分 (勘定科目)</th> </tr> <tr> <th>誤</th> <th>正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超純水製造装置 Direct-QR UV</td> <td>657,300</td> <td>機械装置</td> <td>工具・器具・備品</td> </tr> <tr> <td>周囲温湿度追従制御人工気象機 (環境制御型温室)</td> <td>28,080,000</td> <td>工具・器具・備品</td> <td>構築物</td> </tr> </tbody> </table>	名称	金額 (円)	資産区分 (勘定科目)		誤	正	超純水製造装置 Direct-QR UV	657,300	機械装置	工具・器具・備品	周囲温湿度追従制御人工気象機 (環境制御型温室)	28,080,000	工具・器具・備品	構築物	<p>速やかに登録内容の修正を行うとともに、固定資産の区分について、周知徹底を図り、適正な事務処理に努められたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【法人税法施行令】</b>                      (減価償却資産の範囲)                      第13条 法第2条第23号(減価償却資産の意義)に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの(事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。)とする。</p> <p>二 構築物(ドック、橋、岸壁、栈橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)</p> <p>三 機械及び装置</p> <p>七 工具、器具及び備品(観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。)</p> </div>	<p>固定資産の資産登録に誤りがあった2件について、修正を行った。また、固定資産の区分について、担当職員へ周知徹底を図るとともに、今後は適正な事務処理に努める。</p>
名称	金額 (円)			資産区分 (勘定科目)													
		誤	正														
超純水製造装置 Direct-QR UV	657,300	機械装置	工具・器具・備品														
周囲温湿度追従制御人工気象機 (環境制御型温室)	28,080,000	工具・器具・備品	構築物														

監査(検査)実施年月日(委員:平成29年1月13日、事務局:平成28年11月7日から同月8日まで)